

家電リサイクル制度に係る主な論点

<論点カテゴリー①>

3 不法投棄対策について

4 不適正処理への対応

5 海外での環境汚染を防止するための水際対策

6 義務外品の回収を進めるための方策

7 離島対策

3 不法投棄対策について

廃家電の不法投棄については、前回の見直しの際の議論においても大きな社会的コストを発生させているものとして指摘があり、自治体による不法投棄対策が強化され、製造業者等による不法投棄未然防止事業協力として、市町村に対して助成金の交付等を行ってきた。

近年の廃家電の不法投棄台数は、約 16 万台（平成 23 年度、廃家電の総排出量の約 0.5%）となっており、不法投棄された廃家電の回収や監視パトロール等、自治体に負担がかかっている状況である。また、廃家電に含まれる有害物質が適正に処理されないことによる環境汚染についても問題となっている。

これを踏まえ、家電リサイクル制度全般の見直しの中で、こうした不法投棄対策についてどう考えるか。

<主な意見>

（不法投棄の未然防止）

- ・不法投棄の多くは不法な回収業者がまとめて行っていると思っている。不法回収業者は全く減っていない。こういう業者を取り締まらなければ、幾ら正しいルートが頑張ってもうまくいかない。不用品回収業者の撲滅を図る中で、不法投棄はある程度なくなるだろうと思う。
- ・不法投棄は家電だけではないが、家電もその一つであるので、一つずつつぶしていくという観点で議論が必要ではないか。
- ・自治体は、一般廃棄物の不法投棄については責務を負っているという自覚のもとで、いろいろな対策をとっているが、いたちごっことなっている。前払い方式でも不法投棄はゼロにならないが、そこからまた対策を考えればよいのでは。
- ・不法投棄未然防止事業協力をもっと使い易い、分かり易い制度にしてほしい。
- ・自治体の責任である不法投棄対策に対してメーカーが資金を負担するというのは、株主代表訴訟の危険性がある。他方、一定の社会的責任を果たす範囲内で株主に説明できる範囲内の協力は行うべきと考えており、資金の負担をしている。したがって、やれないことをやれと言われればそこから撤退せざるを得ない。

（不法投棄の回収・処理その他）

- ・不法投棄は、家電のみではなく廃棄物全体の問題であると理解すべき。
- ・不法投棄は回収が難しい場所に大型のものが投げられるケースが多く、不法投棄回収には多大な費用がかかっている。また、不法投棄された家電を自治体が回収した場合に税金を使って処理している。
- ・法施行前の 2000 年に、当時の厚生省から、不法投棄の回収処理は自治体の責任であると明言されたことがあり、これは今も変わっていない。

<第 26 回会合における主な意見>

- ・ 不法投棄は一般廃棄物であれば市町村の業務として多くの自治体が苦勞して対応している。未然に防止できればいいが、なかなかそういうわけにもいかないのが実態。
- ・ 家電製品協会の不法投棄未然防止事業協力について、手続きが煩瑣で制度が分かりにくいといった指摘を自治体の担当者から聞く。助成期間も延ばしてほしい。また、自治体に対する家電製品協会の広報が足りないのではないか。
- ・ 不法投棄に関しては、違法な不用品回収業者による不法投棄を取り締まるのが最も効果的である。自治体によっては違法な不用品回収業者の取締り強化の成果が上がってきているところもある。成果を積み上げることで正規ルートでの回収台数の増加が期待でき、結果的に不法投棄や不適正処理の減少に繋がっていく。そのような事例を全国的に調べて報告してほしい。あるいは、このような取り組みを増やすように国の指導をお願いしたい。(指摘事項⑤)

4 不適正処理への対応

廃棄物処理法の許可を持っていない不用品回収業者等が廃家電の収集を行っている事例や小売業者が製造業者等に適切に引き渡していない事例が報告されている。また、家電リサイクル法以外のルートについては、その処理状況について明らかにすべきとの指摘がある。さらに、当該ルートで処理されている廃家電の一部が、国内で有害物質の処理やフロン回収等を行わずに不適正に処理され、環境に悪影響を及ぼしている可能性がある。

これらの不適正処理の実態の更なる透明化や取締りについてどう考えるか。

<主な意見>

(見えないフロー)

- ・家電リサイクル法の最大の問題は、どこに行っているのか分からないものが膨大にあることだ。家電リサイクル法以外のルートにおける処理状況、処理台数等、フロン以外も全体を明らかにすべき。アンケート調査にとどまらず現場に踏み込んで調査すべき。
- ・リユース品についてもいずれ必ず廃棄物になるはずであり、その状況を明らかにすべき。
- ・不適正処理を前提とすれば、バズもグズになるので、前払いにしても盗まれるものは盗まれる。それがフロー全体にどう影響しているのか。
- ・不法投棄や不適正処理への対応は、できるだけ回収率をアップして見えないフローを減らすことが大事なのではないか。
- ・回収目標の設定をするべき。例えば、最低目標を50%とし、また目指すべき中長期的な目標として85%などをつくるべき。

(不用品回収業者)

- ・リサイクル費用の回収方式に関係なく、不用品回収業者に排出することはありうるので、別途、回収業者の登録制度、廃棄物該当性通知を告示化、使用済みの廃家電を廃棄物とみなす等の検討が必要なのではないか。
- ・消費者が違法な業者にどうすれば出さないかを議論すべき。
- ・不法投棄の多くは不法な回収業者がまとめて行っていると思っている。不法回収業者は全く減っていない。こういう業者を取り締まらなければ、幾ら正しいルートが頑張ってもうまくいかない。不用品回収業者の撲滅を図る中で、不法投棄はある程度なくなるだろうと思う。(再掲)
- ・不用品回収業者が全て悪ではない。良い業者と悪い業者を見分けるのが難しいのが問題である。

(不適正処理対策)

- ・不適正処理に対して、まだまだ消費者の認知度は低く、そこに出したらどう処理されるのか認識していない。消費者に正しい情報が届いているかどうかを自治体に確認し

てほしい。

- ・不適正処理や有害物質対策については、自治体はすごいエネルギーを要している。関係者間で情報を共有し、自治体だけでなく関係機関とも連携しながら対策を進める必要がある。
- ・現行法上は、廃掃法によるフロン回収量を報告させるのは困難だと思うので、ぜひ報告を出させる仕組みを作るべき。

<第26回会合における主な意見>

(見えないフロー)

- ・今回の見直しにおいて、見えないフローをいかに見えるようにするのが最大の問題である。正規ルートで処理されているのは3分の2に過ぎない。法施行以来、見えないフローを見えるようにするため様々な努力を重ねてきたと思うが、まだ3分の1が見えていないというのは重大な問題。
- ・岐阜市のヒアリングの際に、2万台の不適正処理が確認されたという報告があったが、これは見えないフローの出口サイドの問題であり、大きな問題なので、出口に関しては徹底的に監視をして取り締まっていただきたい。
- ・小売業者にリサイクル料金を払って廃家電を引き渡した際に、家電リサイクル券が渡されなかった事例がある。こうした事例がもし多いようであれば大変なことであり、小売業者の引取義務がきちんとなされているかチェックするため、店舗毎の販売台数に対する引取台数の割合を調査してもらいたい。(指摘事項③)
- ・小売業者への引渡は消費者の判断なので、小売業者が勝手に回収目標を設定することは難しい。ただ、小売業者がきちんと責務を果たすという観点で、店舗毎の販売台数に対する引取台数の割合をきちんと把握し、管理精度を上げるというところでの回収率は非常に重要な指標だと思っている。
- ・どういう立場の人がどのようなことをすると回収率が上がるのかは、社会全体で取り組むことなので法令で規定することはなじまないかもしれないが、回収率を上げるための取組みを社会全体でどのように目標にしていくのかをきちんと決め、発信することで消費者自身も関心を持つのであれば、みんなで取り組むことも重要ではないか。
- ・回収目標の設定については、不適正処理だけではなく、義務外品の回収を進めることにも関わるので、消費者が排出しやすい仕組みという論点で論じるべき。
- ・回収目標の設定については、達成義務としての目標、努力としての目標と色々な類型が考えられるので、それも含めて議論すべき。
- ・見えないルートでの処理の状況、義務外品の取り扱い、廃掃法下でのフロン処理等々、家電リサイクル法ルート以外でどのような処理が行われているのか全く情報提供がない。こうしたことを欠いては非常に不完全な見直しに繋がる。家電リサイクル法ルート以外の処理データの提供をお願いしたい。(指摘事項⑦)
- ・回収目標の設定については、本審議会から発信していけば、最初は努力目標であっても実行できると思う。

(不用品回収業者)

- ・見えないフローを見えるようにする、もしくは見えないフローに入るのを防ぐという意味では、出口よりむしろ入り口対策の方が重要。
- ・廃家電を不適正処理へ流してしまう第一義的な決定権を持っているのは消費者で、その際に、自ら不適正処理しようと思って排出する消費者は少なく、認識不足から結果として不法投棄や不適正処理に加担してしまう消費者が多いと思う。
- ・廃家電が家電リサイクル法ルートへ行くプロセスにおいて、消費者の意思決定が大きな影響力を持っているにもかかわらず、消費者に対する情報提供が不足していると思う。最初に不適正処理へ流さないような、消費者に対する啓発活動をきちっとやらなければならないのではないか。
- ・違法な不用品回収業者の問題がクローズアップされているが、違法性の判断をすぐに現場ですることはなかなか難しい。廃棄物該当性については、環境省より 3.19 通知で相当具体的に示されたが、もう少しツールがほしい。
- ・不適正処理への対応に関して、不用品業者に出す時にこうむった被害については、消費者センター等に過去の例が蓄積しているはずなので調べてほしい。(指摘事項⑦)
- ・自治体によっては違法な不用品回収業者の取締り強化の成果が上がってきているところもある。成果を積み上げることで正規ルートでの回収台数の増加が期待でき、結果的に不法投棄や不適正処理の減少に繋がっていく。そのような事例を全国的に調べて報告してほしい。あるいは、このような取り組みを増やすように国の指導をお願いしたい。(再掲)
- ・不用品回収業者の問題については、良い業者も悪い業者もいるといった表現で済まされては困る。小売業者に引き渡すとリサイクル料金が必要だが、不用品回収業者に引き渡せばお金がかからないといった理由で小売業者に引き渡さない消費者が増えており、正直者が馬鹿を見ている状態。違法な不用品回収業者は、リユースという名目で引き取っているが、野積みになっている。環境省の 3.19 通知の後、一時は取締りの効果があったが、また前の状態に戻ってしまっている。
- ・小売業者に対する取締りは厳しい一方、不用品回収業者に対する取締りは極めて手ぬるい。野積みについて行政の指導があっても、見えないように擁壁を立てるだけで相変わらず野積みになっている。こうした違法な不用品回収業者を行政が徹底して取り締まらないと、家電リサイクル法は育たない。このことを今回の一番のリサイクル法を運用する要にしていきたい。

(不適正処理対策)

- ・不適正処理対策の中でフロン回収量を報告させるという意見があるが、そもそもフロン回収のコストパフォーマンスがどれぐらいなのか、それは有意義なのか、確認してほしい。(指摘事項⑤)
- ・有害物質対策については自治体のみならず、リサイクルプラントや製品の設計・製造段階で相当配慮しているかと思う。この点をはっきり制度の中に位置づけていただき

たい。

- なぜそれほど環境省や県、市町村は不適正処理業者に対応できないのか。不適正処理業者を取り締まるのは自治体として難しいことなのか。
- 3.19 通知はあるが、廃棄物該当性についてはなかなか判断しづらいところがある。そもそも論で言うと総合判断説をベースにしながら 3.19 通知が乗っているので、野積みになっているから即廃棄物だと言えるかどうかは難しい。

5 海外での環境汚染を防止するための水際対策

中古品であると偽装した廃家電の輸出や、廃家電が混入した雑品スクラップの輸出が行われている場合がある。その中には国際条約に基づくバーゼル法に定める有害物質等を含有しているものもあると考えられ、輸出先国において不適正処理が行われ、現地の環境に悪影響を及ぼしている可能性が指摘されている。

これらを防止するための水際対策をどう考えるか。

<主な意見>

- ・ E-waste に対して、税関当局がどう努力し、どう進んでいるかの説明がほしい。(指摘事項①)
- ・ 中古品と偽装して海外に輸出されているという噂は聞くが、実際どうなっているか確かめる手段はないので、各省庁と連携をしながらより一層の努力をお願いしたい。
- ・ 適正な中古品もいずれ廃家電となって海外で処理処分されるので問題はあると考えるが、必ずしも偽装した話だけではない。「中古品であると偽装した廃家電」に限定した意図を明らかにしてほしい。(指摘事項②→第 26 回会合で回答済み)

<第 26 回会合における主な意見>

- ・ 輸出の水際対策をきっちり行って蛇口を閉めることで、適正処理に繋げることが大事であり、そういった観点から対策を強化していただきたい。
- ・ E-waste の税関チェックがここ数年厳しくなっていると聞くが、どれぐらいの実績があるのかデータを出してほしい。
- ・ 海外には政府と警察、自治体、税関が連携し、中古品の輸出について厳しい管理体制を取ることで回収の成果が上がった事例もある。水際対策を徹底してほしい。

6 義務外品の回収を進めるための方策

義務外品については、回収体制が存在する市町村がある一方、その具体的な運用については明らかになっていないとの指摘もあり、また、不用品回収業者が増加しているとの指摘がある中で、義務外品の回収を円滑に進めるための方策についてどう考えるか。

<主な意見>

(義務外品の回収体制)

- ・義務外品について、小売店との協定を結んでいる自治体が非常に多いが、収集運搬や積み込み量など具体的な苦勞や実態を明らかにして、協力関係について議論すべき。
- ・法制定手続の際、当時の自治省から通産省に対して、義務外品を自治体が引き取ることがあり得るが、リサイクル料金を自治体が直接触らないようなシステムにすべきとの意見があり、その結果、今の郵便局券の仕組みとなっている。その経緯からも、全ての市町村において何らかの義務外品の回収体制を作ることは家電リサイクル法の基本設計にあったはずなので、きっちりと全市町村に義務外品の体制を構築すべき。
- ・義務外品の回収については、廃棄物処理許可業者がネットワークを作るのには長けているので、民間の取組として任せていただきたい。

(義務外品の回収体制の調査)

- ・小売店で義務外品の回収を受けているところがあったとしても、全部の市町村の全域を網羅しているわけではないので、義務外品の回収体制のモニタリングが必要ではないか。
- ・義務外品は完璧に整っているように見えるが、実感と多少食い違っているところがあるので、さらに精査して、実態が分かるようにしてほしい。
- ・義務外品の回収体制については、今回報告した数字は全く違ったフレームに組み替えており、過去2回の調査との違いを整理して明らかにしていただきたい。
- ・どういう状態を市町村が構築した義務外品の回収体制とするのか、定義すべき。ホームページ等で申し込み先の連絡先を明記する、市町村と関係者が覚書を結ぶといった選択肢がメルクマールになるのではないか。
- ・回収された義務外品がどのようなリサイクルをされているのか実態がよく分からないので、全体的なフローを調べてほしい。
- ・義務外品のフローはなかなか把握できないので、家電リサイクル法ルートでどういった出せる情報を集められるかはないか考えるべき。例えば、指定引取場所でのどの市町村から出されるか等の情報を集め、どこで回収がうまくいってないかを明らかにできないか（指摘事項⑧→第26回会合で回答済み）。

(消費者の視点等)

- ・消費者の視点から考えれば、義務外品の出し易さが社会に担保されていることが重要であり、自治体の情報提供や指定引取場所の情報提供を考えていくことが重要である。

- ・義務外品については、委員の皆さん自ら実際に排出してどこで困るのかを経験してみたい。
- ・義務外品については法律上の規定がないので、市町村は家電リサイクル制度を自身の問題でないと考えがちである。改正するのなら何らかの規定を置くべき。

<第26回会合における主な意見>

(義務外品の回収体制)

- ・義務外品の回収は、家電リサイクル法ができた際に市町村の責任ということがはっきりと言われており、自治体の責任の明確化もしながら、現行の制度において義務外品の回収をきちっとやっていくためにどのような方法が効果があるか、今後の議論として進めてほしい。
- ・家電製品協会の不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力は、内定の条件の一つとして有効に機能すると認められる義務外品体制の構築があり、条件を満たしていない場合は停止条件付きの内定となることがある。その場合、家電製品協会は停止条件付きの内定となった市町村と対話を開始し、①市町村自ら回収する、②特定の小売業者に依頼する、③特定の廃棄物許可業者に依頼する、④①～③の組み合わせという4つのタイプの具体例を説明し、整備を促している。場合によっては、そもそも義務外品体制とは何か、義務外品体制整備について市町村が担うべき役割等の基本的な要件について説明する場合もある。こうした取り組みの仕方もあることを留意してほしい。
- ・義務外品体制は整備したら終わりではなく、メンテナンスが大切。小売業者や廃棄物許可業者に委託している場合、1年か2年経つともうやっていないということもある。自治体も整備とメンテナンスに努力してほしい。
- ・制度のメンテナンスについては、回収体制を構築している業者から自治体に年間を通しての実績を報告するという形を作っていけば良いと思う。

(義務外品の回収体制の調査)

- ・義務外品の回収体制についても、いつまでに調査結果を出すのかははっきり示してほしい。(指摘事項⑦)

(消費者の視点等)

- ・不法投棄や不適正処理を減らすためには、見えないフローをできるだけ減らしていくことが重要であり、その鍵になるのは義務外品の回収を進めるための方策が大変重要。
- ・義務外品の回収を進めるためには、関係者の連携・協働が必要。例えば、メーカーが商品を販売する際に、商品カタログに廃家電のリサイクルについて消費者にわかりやすいよう今まで以上に丁寧に書き込んでいただきたい。また、指定引取場所の表示や、指定引取場所へ持ち込めば引き取ることを明確にすべき。また、小売業者が販売する際に消費者に家電リサイクルについて口頭で伝えることは最低限の役割と考えていただきたい。自治体は直接回収の仕組みを自ら作るか、回収できる事業者の輪をきちん

と作ってその情報を消費者に伝える。全体が取り組んでいくことが必要。

- 消費者は小売業者の説明を元に理解している中、小売業者の義務外品についての説明が統一されていないところに問題がある。統一した説明ができるようなことを考えるべき。また、義務外品の場合、小売業者の収集運搬料金が非常に高くなることについて、正当性があるか疑問。
- 買い換えや小売店への持込みの場合と比較して、小売店が引き取りに行くだけの場合には、確かに収集運搬料金が高くなっているが、実際の引き取りには往復の車を仕立てるなどのコストがかかっており、小売店が提示している料金が非常に高いものを請求していることは決してないと思う。
- 量販小売店は、通常よりも収集運搬料金がかかるが、それでもよいかということは必ず聞いていると思うし、義務外品だけをもって拒絶していることは絶対ないと思う。
- 義務外品の回収について、自治体と廃棄物処理業者や小売業者等で回収の体制を作った場合、消費者がどこに出したらよいかといったことを、自治体のホームページ等を通じて広報していただき、協定に従ってしっかりと業務を遂行していけばよいのではないか。

7 離島対策

離島においては、合理的な運搬等により、収集運搬料金の低減に努めているものの、運搬する廃家電が比較的少量であることや、海上輸送を伴うこと等のため、収集運搬料金が都市部と比べて高くなっている。このため、平成 20 年報告書において、「離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、メーカー等が資金面も含めた協力を行うことが必要」とされたことを踏まえ、製造業者等が離島対策事業協力として、離島の市町村に対して助成金の交付等を行ってきた。

これらの状況に対して、離島市町村からは離島対策事業協力の継続や運用上の改善等の要望が出されていることも踏まえ、今後の離島対策についてどう考えるか。

<主な意見>

- ・離島対策事業協力については、自治体にとって使い易い、分かり易い制度にしてほしい。
- ・離島対策事業協力について、市町村がどこまで消費者に知らせているのか調べてほしい。

<第 26 回会合における主な意見>

- ・指定引取場所を増やしてほしい。離島にもストックヤード的なものを作れないか。

<論点カテゴリー②>

2 リサイクル料金の透明化・低減化

8 再商品化率について

9 対象品目について

10 小売業者の収集運搬に関する負担軽減

11 その他の改善事項

2 リサイクル料金の透明化・低減化

リサイクル料金の透明化については、平成 20 年報告書において「メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、再商品化等費用にかかる透明性を確保していくことが必要である」とされたことを踏まえ、製造業者等からリサイクルに係る収支を国が定期的に報告徴収し、その結果を取りまとめて合同会合に提出・公表してきた。

リサイクル料金の低減化については、同報告書において、製造業者等は「管理費用を含めリサイクルコストの一層の合理化・削減に努めるとともに、設計及び部品・原材料の選択を工夫することにより、再商品化料金の低減を実現していくことが必要である」とされた。また、主要な製造業者のリサイクル料金については、これまで一定の引き下げが行われてきた。

これに対して、現在公表されている情報には、再商品化を実施した後の資源の売却益が収益として含まれていないといった指摘を含めリサイクル料金を負担している消費者の理解促進等の観点から再商品化等費用をより一層透明化すべきとの指摘や、リサイクル料金を引き下げるべきといった指摘、環境配慮設計がリサイクル料金に反映されていないのではないかとといった指摘がなされている。

これを踏まえ、リサイクル料金の透明化・低減化についてどのように考えるか。

<主な意見>

(リサイクル料金の透明化)

- ・リサイクル料金の透明化については、メーカーは可能な限りのデータを主務省に報告している。資源売却収入は委託先のプラントの収入の中に含まれるが、メーカーは当該収入を知り得ないので、入手可能な資源相場の全国平均を出すことは考えられる。
- ・料金については、資源売却益を含めて明確に出せるようなシステムを作るべき。プラント個社ごとに出すのが困難であれば、Aグループ、Bグループで明確な数字を出せばいいのではないかと。
- ・リサイクル料金は、製品の処理費用のみなのか、広報や見学などの設備運営費の経費も含まれているのかを明らかにすべき。(指摘事項⑥→第 26 回会合で回答済み)
- ・質の高いリサイクルを行う人にどういったインセンティブで促進するような仕組みになっているのか、コスト削減したリサイクルプラントにどういうメリットが設けられるのか、料金のメカニズムを理解して議論すべき。
- ・メーカーからの報告徴収の項目を増やすことも検討してはどうか。
- ・環境配慮設計がうまくできて分解も上手くできていくようになれば、資源の売却収入が上がるのではないかと。環境配慮設計について情報が発信されて評価されるためにも、資源の売却益も公表する方法を検討してほしい。
- ・資源価格の市況を調べて、資源価格の変動とこれまでのリサイクル料金の変動の関係が分かるような形で示してほしい。(指摘事項⑫→第 26 回会合で回答済み)

(リサイクル料金の低減化)

- ・メーカーは全国でリサイクルする義務を課されており、一部の廃棄物処理業者が行っ

ているクリームスキミングのコストを比較するのは適当ではない。全国を網羅しての適正なリサイクルをするには相当な費用が必要であることは理解してほしい。

- 現在のスキームでは、メーカーは儲けてはいけないこととなっており、その中でどうやってコストを下げるインセンティブを考えていくのか。
- 各社違う製品なのに同じ料金である点を何かできないのか。テレビと冷蔵庫には大小区分があるが、もう少しきめ細かく対応できるのであれば消費者の納得感もあるのではないか。
- 各メーカーが競争していないと思うので、トップランナーのような制度を検討すべき。
- 料金の低減化については、リサイクルの質の向上とコスト削減のバランスに配慮してきており、今後とも、この2つのバランスに配慮しながら努力していきたい。
- 料金を細分化することによる費用の低減は、小売業にとって非常に負荷がかかるので、管理コストまで考えた上で低減できるのかどうかを議論すべき。
- 来年の消費税の増税が控えていることを考えると、本腰を入れて引下げをすることが必要であり、メーカーの努力に期待したい。

8 再商品化率について

再商品化率については、平成 20 年報告書を踏まえ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の 3 品目について、それぞれ平成 21 年 4 月より引き上げられたところである。

リサイクル技術の向上及びリサイクル料金の低減化の状況、さらには資源価格の変動といった状況や、再商品化の質の向上といった観点も踏まえつつ、再商品化率の適正な水準等についてどのように考えるか。

<主な意見>

- ・再商品化率は、公表されているものと現実とギャップがありすぎるので、どう調整するのかを検討する必要がある。
- ・現在、公表している再商品化率だと十分ではない。プラスチック単独で回っているリサイクル量や水平リサイクルの量等は公表していくべきで、それを通じて質の高いリサイクルを目指すべき。
- ・再商品化率とコストの関係で資料を出してほしい。(指摘事項⑩→第 26 回会合で回答済み)。
- ・再商品化率について、他の個別リサイクル法でリサイクル率の定義を整理した資料を出してほしい。(指摘事項③→第 26 回会合で回答済み)
- ・再商品化率のうち、部品として再商品化したものと原材料として他者に売却し再商品化したものに分けるとどうなっているのか。(指摘事項⑪→第 26 回会合で回答済み)

9 対象品目について

対象品目については、平成 20 年報告書を踏まえ、平成 21 年度から液晶テレビ及びプラズマテレビ並びに衣類乾燥機が対象品目として追加されたところである。

これに対して、対象品目をさらに追加すべきとの要望がなされているが、本年 4 月から施行されている小型家電リサイクル法との関係に留意しつつ、家電リサイクル法の対象品目についてどう考えるか。

<主な意見>

- ・小型家電リサイクル法は促進法であり、家電リサイクル法は義務法であることを消費者にもきちんと伝えてほしい。
- ・小型家電リサイクル法の対象品目を家電リサイクル法の対象品目に入れる考えはあるのか。小型家電リサイクル法は、回収品目がかなり限られる。電気マッサージ機やランニングマシンなど小型とは言えない物で、自治体収集が困難なものは、小型家電リサイクル法の対象といえども家電リサイクルと同等の扱いをぜひ考えてほしい。
- ・小売業は、小型家電リサイクル法、家電リサイクル法、パソコンリサイクルの 3 つをこれからやっていくが、家電リサイクル法が、一番管理が大変であり、これ以上品目は広げてほしくない。むしろ 4 品目以外は小型家電リサイクル法でやればいいのか。
- ・自治体で適正に処理できない大型のものが多いため品目追加を検討すべき。
- ・促進法である小型家電リサイクル法でやりにくいものというのが何かを明らかにすべき。

10 小売業者の収集運搬に関する負担軽減

小売業者の収集運搬については、負担が大きいとの指摘がなされている。廃家電の適正な取扱いや製造業者等への適切な引渡しの担保を前提として、小売業者の負担軽減についてどう考えるか。

<主な意見>

- ・小売業者に対する罰則が緩いので、罰則の強化を検討すべき。
- ・収集運搬に対する廃掃法の規制緩和は考えていかなければいけない。
- ・小売業者から指定引取場所までの輸送費用を推計できないこと自身が問題なので、どのように推計したらよいかの方法を検討してほしい。(指摘事項④→第 26 回会合で回答済み)
- ・指定引取場所の整備基準についても明らかにすべきではないか。(指摘事項⑨→第 26 回会合で回答済み)。

11 その他の改善事項

適正な家電のリユースの取組や、消費者、小売業者、製造業者等の関係者に対する家電リサイクル制度の効果的な普及啓発など、その他の論点についてどう考えるか。

<主な意見>

(リユースの取組)

- ・リユースの取組は微妙な問題を含んでおり、家電リサイクル法はあくまで廃棄物を前提とした法律なので、リユースとの関係整理が必要ではないか。

(普及啓発)

- ・普及啓発は、単に自治体が行うというだけでなく、受け手がどう感じているかが重要であり、その観点から取り組むべき。
- ・自治体の普及啓発だけでは十分ではないので、エコ教育など、誰がどこまで役割分担するのかを明らかにしてほしい。
- ・家電4品目を売る際に、リサイクルの処理のし易さが宣伝文句になるなど、情報提供のあり方も議論すべき。

(その他)

- ・水銀や鉛などの有害物質の管理という視点を法律の目的に入れることも検討すべき。
- ・前回の見直しの際に、さらに5年後に検討とされた論拠は何か。(指摘事項⑦→第26回会合で回答済み)
- ・製品設計において、有害物質を使わないということをどう進めていくのかを検討すべき。
- ・リユースの取組と消費者への普及啓発はそれぞれ分けて論点化すべき。

＜制度全体に係る論点＞

1 2 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善等について

12 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善等について

第26回合同会合では、「消費者が排出しやすい仕組み作りが重要」「消費者の観点に立って、消費者側の負担軽減、あるいは利便性向上が必要」「制度に対する消費者理解を促進させたうえで、必要な負担を求めることが重要」といった指摘があった。

この点については、リサイクル料金の費用回収方式（論点1）、リサイクル料金の透明化・低減化（論点2）、消費者にとって利便性の高い回収方法の検討、義務外品の回収体制の構築（論点6）、リサイクル料金や再商品化の内容を含めた消費者に対する更なる普及啓発（論点11）等といった課題が考えられるほか、違法な廃棄物回収業者への排出（論点4）が、不適正処理（論点4）や不法投棄（論点3）、違法な海外輸出（論点5）につながるおそれがある。以上を踏まえ、

- ① 消費者にとっての排出しやすさ
- ② 消費者の理解を得るための納得感のある制度の必要性
- ③ 消費者への普及啓発の重要性

といった観点も踏まえ、現行制度の各論点について検討し、消費者による廃家電の適正排出を促進すべきではないか。

<主な意見>

- ・消費者にとって排出しやすい仕組みを作ること、消費者がどこに出したらいいかたらい回しにしないことが大事であり、論点を別途立てて議論すべき。
- ・消費者のための仕組みづくりが大事。消費者が費用を負担していることを考慮して、フリーライダーが生じないようにしていく必要があるのではないか。
- ・これから高齢社会が進んでいくときに高齢者の人たちがきちんと出せるようにどうフォローするか。逆にネットで家電を購入する若者への情報提供をどうするか。
- ・家電リサイクル制度の出発点は消費者であり、現状の家電リサイクル制度の中で消費者側の負担がどうであるのか、それを軽減させたり、高齢化社会等の社会環境の変化の中で利便性をどう向上させるか、消費者も一定のコストと役割を担うものであるが、フリーライダー対策をどうするか等の観点での課題整理が必要ではないか。
- ・回収促進の取組について、国、自治体、メーカー、小売業者がどういった取組をしてきたのか、棚卸しが必要ではないか。（指摘事項⑨）
- ・回収目標の設定については、廃家電の回収は社会全体で取り組むことなので法令で規定することはなじまないかもしれないが、見えないルート対策として社会全体の回収率の目標を設定し、発信することで消費者自身も関心を持つのであれば、取り組むことも重要ではないか。（再掲）
- ・回収目標の設定については、不適正処理だけではなく、義務外品の回収を進めることにも関わるので、消費者が排出しやすい仕組みという論点で論じるべき。（再掲）
- ・回収目標の設定については、達成義務としての目標、努力としての目標と色々な類型

が考えられるので、それも含めて議論すべき。(再掲)

- ・不適正処理への対応に関して、不用品業者に出す時にこうむった被害については、消費者センター等に過去の例が蓄積しているはずなので調べてほしい。(指摘事項⑦、再掲)
- ・廃家電を不適正処理へ流してしまう第一義的な決定権を持っているのは消費者で、誰に引き渡すかということが最初にある。その際に、自ら不適正処理しようと思っただけで排出する消費者は少なく、認識不足から結果として不法投棄や不適正処理に加担してしまう消費者が多いと思う。(再掲)
- ・廃家電が家電リサイクル法ルートへ行くプロセスにおいて、消費者の意思決定が大きな影響力を持っているにもかかわらず、消費者に対する情報提供が不足していると思う。最初に不適正処理へ流さないような、消費者に対する啓蒙活動をきちっとやらなければならない。(再掲)
- ・消費者は小売業者の説明を元に理解している中、小売業者の義務外品についての説明が統一されていないところに問題がある。統一した説明ができるようなことを考えるべき。また、義務外品の場合、小売業者の収集運搬料金が非常に高くなることについて、正当性があるか疑問。(再掲)
- ・買い換えや小売店への持込みの場合と比較して、小売店が引き取りに行くだけの場合には、確かに収集運搬料金が高くなっているが、実際の引き取りには往復の車を仕立てるなどのコストがかかっており、小売店が提示している料金が非常に高いものを請求していることは決してないと思う。(再掲)
- ・量販小売店は、通常よりも収集運搬料金がかかるが、それでもよいかということは必ず聞いていると思うし、義務外品だけをもって拒絶していることは絶対ないと思う。(再掲)
- ・義務外品の回収について、自治体と廃棄物処理業者や小売業者等で回収の体制を作った場合、消費者がどこに出したらよいのかといったことを、自治体のホームページ等を通じて広報していただき、協定に従ってしっかりと業務を遂行していけばよいのではないか。(再掲)
- ・義務外品の回収を進めるためには、関係者の連携・協働が必要。例えば、メーカーが商品を販売する際に、商品カタログに廃家電のリサイクルについて消費者にわかりやすいよう今まで以上に丁寧に記述する。この際、例えば指定引取場所の表示や、指定引取場所へ持ち込めば引き取ることを明確にすべき。また、小売業者が販売する際に消費者に家電リサイクルについて口頭で伝えることは最低限の役割。自治体は直接回収の仕組みを自ら作るか、回収できる事業者の輪をきちんと作ってその情報を消費者に伝えることが必要。(再掲)

＜論点カテゴリー③＞

1 リサイクル費用の回収方式

⇒次回、考え得る様々な方式のメリット・デメリットや課題を改めて比較検討し、議論。

1 リサイクル費用の回収方式

リサイクル費用の回収方式については、現行の排出段階で負担を行う方式（後払い方式）と販売段階で負担を行う方式（前払い方式）のいずれを採用すべきかということについて、これまで議論がなされてきた。

家電リサイクル法制定時においては、既製品への対応が比較的容易であること、製品購入時にリサイクル費用を予測することが困難であること、排出抑制の効果が期待できること等から、現行法における費用回収方式を選択することとなった。ただし、リサイクルしやすい製品の開発、リサイクルに係る費用の低減への努力につながりにくく、消費者にとって受け入れられない費用の設定は不法投棄を引き起こす可能性がある等の課題の指摘もあった。

これに対して、前回の家電リサイクル法の見直しの議論においても、また、今回の見直しにおいても、家電の再商品化をより一層促進させ、不法投棄や不適正回収の未然防止や家電リサイクル法ルートへの排出の促進等の観点から前払い方式を採用すべきとの意見と、現行の後払い方式を維持すべきとの両方の意見があった。

他方、「前払い方式」といっても、リサイクル料金の支払いの時点だけでなく、既に流通している家電の取扱いや収集運搬料金の取扱い、徴収したリサイクル料金の管理主体をどうするか等によって様々な方式が考え得るところである。

以上の点を踏まえ、考え得る様々な方式のメリット・デメリットや課題を改めて比較検討することが必要であると考えられるが、リサイクル費用の回収方式についてどのように考えるか。

<主な意見>

（前払い方式を支持する意見、現行方式（後払い方式）の課題に関する意見）

- ・ 見えないフローの解消のための一つの方策として前払い方式にすべき。
- ・ リサイクル費用の回収方式の議論は不法投棄対策・不適切処理対応と密接に関係する。どうすれば不法投棄や不適切処理を防ぎ、適正な処理と環境保全が図られるか。不用品回収業者の取り締まりも一案だが、むしろ根本的な原因である、消費者による違法な不用品回収業者への排出を防ぐためにはどうすればよいかという観点から、費用回収方式の議論をすべき。前払いならリサイクル費用は徴収済みなので、無料の不用品回収業者に出すメリットはなくなる。前払いへの移行は簡単ではないと思うが、今まで議論してきた経緯もあり、どうすれば問題が解決するかという観点から議論すべき。
- ・ EU諸国や韓国等においても前払い方式をやっているのだからやれないわけではない。
- ・ リサイクル費用の回収方式に関して、これだけでいろいろな課題が全部解決できるというようには思わない。ただし、不法投棄対策や、全体の回収量をどう上げていくかという制度全体のことを考えながら、その1つの方策として、この前払い方式について議論をしたい。
- ・ 当期充当方式では個体管理は必要ないのではないか。
- ・ 後払い方式は小売業が大変苦勞して、維持管理をしている。
- ・ 前払い方式で唯一問題なのは、メーカーが回収したリサイクル料金に税がかかり得るということであり、これは避けていただく必要がある。
- ・ 前払い方式にする場合、ある程度業界に負担がかかるため、タイミングは十分に検討

すべき。

- ・自治体は不法投棄の回収には多大な税金が使われているが、その不法投棄を適正な処理をするために処理券を買うのでまた税金を使っている。そのような負担がなくなるような方式として、どのような方式が一番いいのかということから、リサイクル費用の回収方式について改めて考えていただきたい。

(現行方式(後払い方式)を支持する意見、前払い方式の課題に関する意見)

- ・前払い方式では、廃棄時の費用を購入時に予測するのは難しい。エアコンのリサイクル料金は10年前と比べて3,675円から1,575円まで下がっている。前払いの場合、購入時に徴収した金額と廃棄時の費用の差額をどうするのかという課題がある。現行の後払い方式では、廃棄時点での合理的な費用負担が可能。
- ・現行の後払い方式では、メーカーが倒産・廃業しても費用が回収できて再商品化できるが、前払い方式では誰がリサイクル費用を負担するのか。
- ・前払い方式は社会的負担の増大につながる懸念があり、問題が解決する確証がなければ導入すべきではない。
- ・不法投棄を防止するには、費用回収方式の変更よりも不用品回収業者の取締りの強化をすべき。
- ・前払い方式では、フリーライダーが発生しないようにするための個品管理や、既製品の取扱いなどの問題があり、非常に大きなコストを要すると考えられる。個品管理をしなくてもよいというような御意見もあったが、お客様からお金をお預かりする以上、製造業者としてそのような安易な対応はとてもできない。
- ・既製品の取り扱い、制度が二重に存在する際の費用の二重払い、あるいは前払いされた料金への課税、十数年後の適正なリサイクル料金を決めることの困難性、企業倒産という現行方式にない問題も発生すると、前回家電製品協会から指摘があった。それらの問題について、さほどの費用もかからず、簡単に解決できるのではないかというような感覚的な論議ではなく、どうすれば良いか、具体的な案を御提案願いたい。
- ・前払い制度は販売時からの管理が加わることによる費用増や、排出費用負担者と受益者が異なる等のデメリットがある。現行制度は公平性を欠くことがなく、社会システムとしてほぼ定着した合理的でローコストな方式。
- ・前払い方式にしたら不法投棄の減少は期待できるが、どの程度減るか不明。
- ・費用回収方式を切り替える場合、既製品が排出完了するまで後払いと前払いの二つの社会システムが併存することとなり、社会コスト増は必至。既製品の排出完了時期の想定も困難。
- ・家電4品目に限らない不法投棄問題全体の要因の解明、家電リサイクルルート以外の取り扱い実態が把握されていない中で、社会コスト増を招く恐れのある費用回収方式の変更を、現段階で不法投棄や不適正ルートの是正の手段として用いることは適切ではないと考えており、慎重な検討が必要。
- ・コストを下げるインセンティブがない中で、メリット、デメリットをもっと明確に出しながら、システム全体で、一番低い費用で良いリサイクルができるのか考えて決め

る必要があるのではないか。

- ・リサイクル費用の回収、徴収のところだけ論点にしているが、その他に重要な論点として、リサイクル料金の管理、それを誰に支払うのか、収集運搬費用はどうするのかもあるので議論すべき。
- ・費用回収方式の変更でリユースがどのようになるのかという点も考えるべき。
- ・後払いから前払いに移行するということであれば、色々なシナリオを考えて、追加的に発生する費用というものを考えてほしい。
- ・前払いにただで不用品回収業者の方が減っていくとはあまり思っておらず、消費者の利便性という点では、持っていってくれるというのは非常にありがたいことであり、前払い、後払いということと関係なしに、不用品回収業者を活用する人は残ると思われる。その点については、例えば回収業者の引き取りに関して登録制度をつくるなど、考えていただかなければいけない点がある。
- ・現行法の課題として、リサイクルしやすい製品の開発や、D f Eへのインセンティブが働きにくいのではないかと指摘があるが、制度を比較しないレベルでの議論では、回収方式によるそれらへの影響は検討できず、関係がない。
- ・回収方式のあり方についての議論に意味があるとすれば、見えないフローが増えるのか、減るのかという点である。その中の一部は不法投棄であると思うが、それ以外はどこからどのように出ているのかがまずわからない。
- ・前払いにすれば確かに消費者が不法投棄するインセンティブは減るが、明らかになっているのは不法投棄されている 0.5%の分だけであり、それ以外の部分について、それが前払いにすることによって解消されるかどうか、それは検討しなければわからない。
- ・不適正処理を前提とすれば、バズもグッズになるので、前払いにしても盗まれているエアコンはなくなる。

(その他)

- ・費用回収方式の議論の1つとして、消費者の回収に協力するモチベーションを考えると、後払い方式では不法な回収業者に対するニーズが高くなってしまいうということが問題だったかと思うが、商品そのものの回収方法についても議論する必要がある。高齢者は小売業者まで持ち運ぶことが出来ず、また、買い換え時以外の回収では収集運搬費用がかかる場合があり、これは前払い制度にしても解決しない。高齢化社会の中で、廃家電そのものの回収方法についても議論が必要なのではないか。
- ・前払い方式には様々な方式があるので、区別できるときは区別して議論すべき。